

高島市いじめ防止基本方針（概要）

☆高島市いじめ防止基本方針策定の経緯☆

- 平成25年 9月 いじめに関する法律である「いじめ防止対策推進法」が施行される。
- 平成25年10月 国の基本方針である「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定される。
- 平成26年 3月 県の基本方針である「滋賀県いじめ防止基本方針」が策定される。
- 平成26年12月 高島市いじめ防止基本方針を策定
いじめ防止対策推進法第12条には、「地方公共団体は国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じて基本方針を策定するように努めるものとする」と規定されていることから、市としてもいじめ防止基本方針を策定しました。
- 平成29年 3月 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定される。
- 平成29年 9月 県の「滋賀県いじめ防止基本方針」改定される。
- 平成30年 3月 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に合わせて、高島市いじめ防止基本方針を改定

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

☆いじめの防止等の対策に関する基本理念（P1）

いじめ問題に対応していくためには、学校のみならず、家庭、地域、市で一体となって取り組んでいく必要がある。市では、中江藤樹先生の学びや「お互いさま」、「おかげさま」の心を大切にしながら、高島の子どもたちが心身ともに、健康に成長していけるよう、いじめ問題を克服することを目指す取り組みを推進していきます。

☆いじめの定義（P2～3）

いじめに当たるかの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要となります。

<具体的ないじめの態様>

- ◆冷やかしかやからかい、悪口や文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等 (P3)



☆いじめの理解（P4）

「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

☆いじめの防止等に関する基本的な考え方（P4～7）

・いじめの防止（P4）

いじめ問題の克服には、未然防止の観点が必要です。学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

・いじめの早期発見（P5）

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処が前提となります。いじめは学校に限らず、様々な場所・場面で起こりうることを踏まえ、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人が児童生徒を見守り育てる意識を持つように働きかける取組が重要です。

・いじめへの対処（P6）

いじめが疑われる事案に気づいた場合、学校は直ちに事情を確認したうえで適切に指導する等組織的な対応を行う。また、保護者や教育委員会への連絡・相談し、事案によっては関係機関と連携を取りとり対処します。

・家庭や地域等との連携（P6）

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、市関係部局と学校関係者、家庭、地域その他児童生徒に関わる関係者との連携が必要です。

・関係機関との連携（P6）

いじめ問題の事案によって、各関係機関（警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局、要保護児童対策地域協議会等）との連携を図るよう努めます。

2. いじめ防止等のために市が実施する施策

☆高島市いじめ防止基本方針について（P7）

- ・いじめ防止等の対策を総合的に推進していくために必要な措置を講じ、また、必要に応じて基本方針および施策の見直しを図ります。

☆高島市いじめ問題対策連絡協議会の設置☆（P7）

- ・学校、教育委員会、市関係部局、警察、法律や心理、福祉の専門家等で構成
- ・いじめ問題に対処していくため、関係機関等相互の情報交換および共有化を図り、連携および協力を推進
- ・いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言を行う

☆高島市いじめ問題対策委員会の設置☆（P7）

（市教育委員会の附属機関）

- ・法律、心理、福祉の専門家や学識経験者で構成
- ・いじめ防止等の対策を講じるため専門的知見を与える
- ・市教育委員会の調査組織

☆いじめ防止の手立て (P8)

- ◆乳幼児期および乳幼児保育・教育での支援について規定
- ◆家庭や地域での取り組みについて規定
- *人が最も成長・発達する乳幼児期に着目し、乳幼児期からの保育・教育・子育ての一連の営みの中で、乳幼児保育・教育内容の一層の充実を図る。
- *道徳教育、人権教育の充実
- *インターネットを通じて行われるいじめへの対処

☆早期発見のための手立て (P8)

- *保護者への、各種相談窓口の設置による保護者の支援を行う
- *相談しやすい環境づくり、家庭教育のサポートを行う
- *各関係機関と連携し、相互に連絡調整や情報交換を行う

☆いじめへの対処 (P9)

- *重大事態(いじめ問題)が起こった場合は教育委員会が対処、調査する

☆家庭や地域、関係機関との連携 (P9)

- *学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係機関との連携強化 特に学童保育所、スポーツ少年団などの団体との連携を規定

☆学校への支援、指導 (P9)

- *教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上
- 生徒指導体制の充実について規定

3. いじめ防止等のために市立学校が実施する施策

☆学校いじめ防止基本方針の策定 (P10)

早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修に係る内容

☆学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (P10)

各学校に既存の「いじめ防止対策委員会」等を活用し、実行的ないじめの防止等の対策に取り組む

☆いじめを許さない学校づくり (P10)

児童生徒の正義感や人権尊重の意識等の育成と道徳教育、人権教育などの特別活動の充実について規定

☆いじめの防止と早期発見 (P11~12)

- ・些細な変化を見逃さない取組
- ・児童生徒へのアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・情報交換等の実施

☆いじめへの対処 (P11)

- ・「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底
- ・全ての教職員による組織的な対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携
- ・重大事態への対処

☆いじめの解消 (P12)

いじめが解消している状態であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認することにより判断する

- ・いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること
- ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること

☆職員研修の充実 ☆家庭との連携 ☆地域との連携 (P12~13)

4. 重大事態への対処

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<法 第28条第1項>

☆市教育委員会または市立学校による調査 (P14)

- ・重大事態が起きた場合は、学校は設置者である市教育委員会を通じて市長への事態発生を報告する。
- ・調査主体は学校または市教育委員会
- ・市教育委員会が調査主体となる場合は「高島市いじめ問題対策委員会」が、学校が調査主体となる場合は各学校に既存の「いじめ防止対策委員会」が調査する。

☆調査結果の提供および報告 (P15)

- ・調査結果については市教育委員会から市長に報告

☆調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置 (P15)

- ・再調査
市長は必要と認めるときは再調査を行うことができる
再調査を行うに当たっては、専門的な知識または経験を有する第三者等による組織を設けて行う(高島市いじめ問題再調査委員会)
- ・再調査の結果を踏まえた措置
再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告し、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する